

年 月

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に基づく買取期間終了のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

お客さまの再生可能エネルギー発電設備について、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「FIT 制度」といいます。）に基づく買取期間が終了いたしますのでお知らせいたします。

なお、買取期間終了後のお取扱い、お手続き等につきましては、裏面をご覧ください。

【ご契約情報・買取期間終了日】

ご契約名義	〇〇 〇〇 様		
受電地点特定番号			
発電設備種別		設備 I D	
発電場所（設置場所）			
契約受電電力	〇〇 k W	その他発電設備	
現在の販売先	北海道電力ネットワーク株式会社		
買取期間終了日	年 月 日		

※ご契約名義等に変更がある場合には、下記お問合せ先までご連絡ください。

《ご参考》過去 1 年間の買取電力量（kWh）

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月

※ご契約内容の変更等により、一部買取電力量が表示されない場合がございます。

以上

お問合せ先
〒 X X X - XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXX
北海道電力ネットワーク株式会社 △△支店
TEL □□□□-□□□□-□□□□

お問合せ等は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の
9:00～17:00 までお願いいたします。

FIT 制度に基づく買取期間終了後の取扱いについて（重要）

1. FIT 制度による買取期間終了について

- FIT 制度による買取期間※¹は、ご契約内容に応じて、順次終了を迎えます。
- 買取期間終了後の電気は、以下のような選択肢によりご活用いただけます。
 - 選択肢①：蓄電池の設置や電気自動車、エコキュートと組み合わせた自家消費の拡大
 - 選択肢②：お客さまご自身で選択された売電先（小売電気事業者等）への売電

・選択肢の詳細や買取を行う事業者の情報は、資源エネルギー庁のウェブサイト等で紹介されています。
＜資源エネルギー庁ウェブサイト「どうする？ソーラー」＞
URL https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after
（資源エネルギー庁ウェブサイトは、[「どうする？ソーラー」](#)でご検索いただけます。）
【お問合せ窓口】0570-057-333（受付時間 平日9：00～18：00 土日祝日・年末年始除く）

※1 お引越し先に設置されていた再生可能エネルギー（再エネ）発電設備で売電されている場合は、以前お住まいの方が売電されていた期間、再エネ発電設備の故障があった場合、故障により売電していなかった期間も買取期間に含まれます。

2. 買取期間終了に伴うお手続きについて

- ・ 当社との契約は終了しますので、引き続き売電を行なうことをご希望される場合には、売電先を選びいただき、ご契約される売電先が指定する申込方法に従って、売電契約をお申込みください。（買取を行う小売電気事業者については、上記の資源エネルギー庁ウェブサイト等をご参照ください）
- ・ 売電先変更のお手続きには、一定の期間を要します。お手続きが間に合わない場合、ご希望日からの売電先変更ができない場合があります※²

※2 お手続き完了までの期間に発電された電気は、当社による無償引取りになる場合があります。

ご注意ください！

- ・買取期間終了後に、売電先が不在となった場合、低圧（発電出力が50kW未満）のご契約は、当面の間、発電をご継続いただけますが、その電気は当社による無償引取りとなりますのでご注意ください。
- ・無償引取りの措置は、電気設備や運転状況に変更がないことを前提とします。なお、無償引取りの措置はあくまで一時的な対応であるため、できるだけ速やかに売電先となる小売電気事業者を見つけ売電契約を締結していただくようお願いします。
- ・当社が必要と判断した際は、発電した電気が当社の系統に流入しないための措置を講じていただく場合があります。その際、従来どおりの発電が継続できなかったことにより生じた損害については、当社は賠償の責を負いません。
- ・詳細は、発電設備等の系統連系に関する契約要綱〔低圧〕をご参照ください。

https://www.hepco.co.jp/network/con_service/stipulation/consignment.html

【FIT 制度とは？】

- ・太陽光や風力発電等の再エネ発電普及のため、太陽光発電等で発電された電気について、国が定める買取価格・期間で電力会社買取を行う制度です。（買取価格・期間は発電設備の種類・発電出力によって異なります。）
- ・買取にかかる費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、毎月の電気料金とあわせて電気をご利用のみなさまにご負担いただいております。